

# 定住用地無償譲渡事業

## 事業の内容

新道地区の町有地（定住用地）に住宅を建設し定住される方に対して、その土地を無償でお譲りします。

## 無償譲渡の流れ

1. 無償譲渡は、原則、申込み順となります。（同時期の申込みが複数人いる場合は、審査のうえ抽選となります）  
申込書を受理した後、要件を確認のうえ、譲渡等候補者を決定します。
2. 住宅の建設期間中は、定住用地を無償で貸し付けます。
3. 住宅が完成し、居住を開始する段階で、定住用地の無償譲渡の手続きを行います。（登記の手続きは町が行います。）  
※土地の取得等に係る費用（登記・不動産取得税等）は、譲り受ける方の負担となります。

## 無償譲渡の対象者

定住用地に住宅を建設し居住することを確約できる方が対象です。

※申込みをした年度の翌年度12月末までに完了するものであること。

ただし、以下のいずれかに該当する方にはお譲りすることができませんので、ご注意ください。

住宅及び譲渡を受けた土地の全部若しくは一部を、当初から不動産投機目的で第三者に売買を行おうとすることが明らかな者

成年被後見人及び被保佐人

住宅建築費用の負担能力を有しないことが明らかな者

町税等の滞納がある者（世帯全員）

暴力団等と関係がある者（世帯全員）

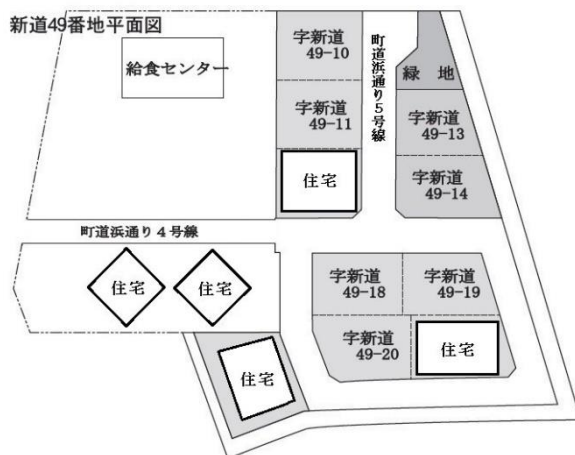
## 無償譲渡された方に誓約していただくこと

住宅を建設し居住してから5年間、以下のことを誓約していただきます。  
(5～7は木古内町にいる間)

1. 建設した住宅に5年以上居住していただくこと
2. 定住用地及び住宅を、第三者に貸付、売却又は譲渡しないこと
3. 住宅ローン借入の目的以外で、定住用地に借地権、抵当権、担保権等を設定しないこと
4. 定住用地の形状を変更しないこと
5. 町内会等の地域活動に協力すること
6. 周辺住民に迷惑を及ぼす行為をしないこと
7. 暴力団等との関係をもたないこと

### 定住用地一覧

番号	所在地	面積
1	字新道 49 番地 10	351.53 m <sup>2</sup>
2	字新道 49 番地 11	351.53 m <sup>2</sup>
3	字新道 49 番地 13	328.29 m <sup>2</sup>
4	字新道 49 番地 14	328.29 m <sup>2</sup>
5	字新道 49 番地 18	344.88 m <sup>2</sup>
6	字新道 49 番地 19	344.88 m <sup>2</sup>
7	字新道 49 番地 20	344.88 m <sup>2</sup>



### 土地の概要

地目		宅地	
法令等の制限	都市計画区域	都市計画区域内	
	用途地域	指定なし	
	建ぺい率	60%	
	容積率	200%	
接続道路の幅員等		町道浜通り4号線・浜通り5号線 幅員 6.8m	
上水道	接続可	下水道	接続可
ガス	プロパンガス	電気	北海道電力

### 担当窓口

申込み：まちづくり未来課 まちづくりグループ  
 土地の状況等確認：建設水道課 建設水道グループ  
 TEL01392-2-3131 Fax01392-2-3622